

最終更新日：2008年10月6日

ヒューリック株式会社

代表取締役社長 西浦 三郎

問合せ先：専務執行役員・最高財務責任者 谷 充史 TEL: 03-3271-7541

証券コード: 3265

<http://www.hulic.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「内部統制」、「リスク管理」、「コンプライアンス」、「開示統制」が十分に機能したコーポレート・ガバナンス体制を構築し企業価値の向上を図ることが経営上の重要課題であると認識しております。そのためには、株主をはじめとする全てのステークホルダーに対する誠実な業務遂行を確実なものとする必要があり、実際の業務遂行に当たって、特に外部からの監視・監督の体制を構築し株主のみならず、従業員、取引先及び社会全般からの期待に応えるとともに、当社の社会的存在意義を更に高めてまいりたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
千秋商事株式会社	20,000,000	14.66
東京建物株式会社	12,920,000	9.47
株式会社損害保険ジャパン	12,920,000	9.47
明治安田生命保険相互会社	12,920,000	9.47
沖電気工業株式会社	9,860,000	7.23
日本抵当証券株式会社	9,400,000	6.89
みずほキャピタル株式会社	8,480,000	6.21
安田不動産株式会社	7,440,000	5.45
昭栄株式会社	7,000,000	5.13
安田倉庫株式会社	6,800,000	4.98

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京（未定）

決算期	12月
業種	不動産業
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社グループは設立以来、旧㈱富士銀行時代を含めみずほフィナンシャルグループ(以下「みずほ FG」という)の子会社又は関連会社に該当したことはなく、平成 20 年 6 月末時点におけるみずほ FG からの出資比率は 8.4%(みずほキャピタル㈱6.2%、㈱みずほ銀行 2.2%)にとどまっております。また、当社グループの意思決定に際してみずほ FG の事前承認を必要とする事項は特にはありません。なお、大株主の状況は、2.資本構成に示すとおりであります。支配株主(有価証券上場規程第 2 条第 42 号の 2 に規定する支配株主)は存在いたしません。

ただし、当社グループの総営業収益に占めるみずほ FG の割合は過半を占めており、当社グループの最大のテナントは㈱みずほ銀行であります。みずほ FG とは、昭和 32 年 3 月旧㈱富士銀行が設立の中心となって不動産事業等を営む会社として設立されたという経緯から人的つながりも強く、現在の当社役員(取締役及び監査役)並びに役員に準ずる者(執行役員)のうちみずほ FG 出身者が約 9 割を占めております。加えて資金調達面でも同グループは中核的役割を果たしております。

上記の経緯・現状から、当社の経営がみずほ FG の影響を受け、少数株主が不利益を被る虞があるないしは経営の独立性確保に懸念がある、と受けとめられかねない可能性があります。これに対し、経営の透明性確保の観点からみずほ FG 出身者・特定株主出身者以外の第三者で構成する「経営アドバイザー委員会」を設置し、当社の独立性確保の強化を図ることとしております。また次回の株主総会ではみずほ FG や特定株主以外の出身者からも取締役・監査役を複数名選任していただくことを検討しております。その後につきましても本件を最重要課題の一つと認識し継続的にガバナンスの強化に努めて参ります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社では「取締役会規程」に基づき、法令及び定款に定められた事項並びに業務執行に関する重要な事項を決議し、取締役及び執行役員職務執行全般の監督を担う取締役会と、業務執行に関する重要な事項の審議並びに業務執行をおこなう経営会議に機能を区分し、経営の健全性の確保に努めており、あわせて内部統制システムの整備によりコーポレート・ガバナンスの実効性を確保しております。また、監査役については、社外監査役4名を選任し、外部からの視点で管理・監督をおこない、適法性の確保と社外のチェックという観点から監査を実施し、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っていることから、現在社外取締役は選任しておりません。ただし、当社グループがみずほFGとの人的繋がりが強い現状を踏まえ、次回の株主総会では、みずほFGや特定株主以外の出身者からも取締役、監査役を複数名選任していただくことを検討しております。

更に、透明性の高い経営と開示努力により幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、平成20年7月より「経営アドバイザー委員会」(注)を設置し、当社の独立性確保の強化及びステークホルダーの利益が損なわれることのないよう、取締役会付議事項・報告事項のチェックをはじめとした、経営全般に関わる事項について助言・勧告を行なう体制を構築しております。

(注)みずほFG及び当社特定株主(上位10位までの株主)出身者以外の第三者であって、法曹関係者、会計士、学識者、実務家のうちから当社取締役会で選任された4名以上の委員で構成され原則月1回開催。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人(新日本有限責任監査法人)から、定期的に監査計画および監査結果の報告を受けているほか、適宜、情報交換をおこなっております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門(業務監査部)から、定期的に内部監査計画書および内部監査結果の報告を受けているほか、適宜、情報交換をおこなっております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
溝口 邦廣	他の会社の出身者									
井上 義博	他の会社の出身者					○			○	
中津川 忠正	他の会社の出身者								○	
根津 公一	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
溝口 邦廣	ヒューリック不動産サービス(株)、阪都不動産管理(株)、福岡富士ビルディング(株)の非常勤監査役を務めております。当社株式を13,000株保有しております。	コーポレート・ガバナンス体制の強化および監査体制の充実のため。
井上 義博	飛鳥建設(株)の代表取締役執行役員副社長を務めております。当社株式を13,000株保有しております。	コーポレート・ガバナンス体制の強化および監査体制の充実のため。
中津川 忠正	当社株式を13,000株保有しております。	コーポレート・ガバナンス体制の強化および監査体制の充実のため。
根津 公一	(株)東武百貨店の代表取締役社長を務めております。当社経営アドバイザー委員会の委員を務めております。	コーポレート・ガバナンス体制の強化および監査体制の充実のため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

社外監査役は、取締役会、経営会議および重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、会社に影響を及ぼす虞のある事項、内部監査状況、およびコンプライアンス上の事項等について、取締役および法務・コンプライアンス部より、速やかに報告を

受けております。また、会計監査人、取締役、各部室から定期的に報告を受け、随時意見交換をおこなっております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成 20 年 3 月 27 日開催の定時株主総会で、当社および当社子会社の取締役および使用人に対してストックオプションとして普通株式 1,400,000 株を上限に新株予約権を無償で発行することをご承認頂いております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社および当社子会社の取締役および使用人に対して、業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値の一層の向上を図ることを目的としております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書（事業報告）

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

当社の平成 19 年度（自平成 19 年 1 月 1 日 至平成 19 年 12 月 31 日）における取締役に対する報酬は次のとおりです。

取締役 151 百万円

監査役 30 百万円

【 社外取締役（社外監査役）のサポート体制 】

社外監査役のサポートについては、人事総務部のスタッフが担当し、必要な連絡等を行っております。

取締役会等の重要な会議への出席に際しては、会議の議題や資料の配布を事前に行なうなど、円滑な業務遂行のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(1) 取締役会は常勤取締役 6 名で構成され「取締役会規程」に基づき、法令及び定款に定められた事項並びに業務執行に関する重要な事項を決議し、取締役及び執行役員の職務執行全般を監督しております。定例取締役会を原則として月 1 回開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会によって選任され業務執行を担う執行役員制度や、業務執行に関する重要な事項の審議並びに業務執行を行なう経営会議制度の導入によって、取締役会の取締役及び執行役員の職務執

行全般の監督機能を強化し、経営の健全性確保に努めております。また、内部監査部門の体制強化及び内部統制システムの整備によりコーポレート・ガバナンスの実効性は確保されているものと認識しております。

(2) 経営アドバイザー委員会はみずほフィナンシャルグループ及び当社特定株主出身者以外の第三者であって法曹関係者、会計士、学識者、実務家のうちから当社取締役会で選任された4名以上の委員で構成され、当社の独立性確保を強化すること及び当社のステークホルダーの利益が損なわれないよう、取締役会付議事項及び報告事項のチェックを始めとした、経営全般に関わる事項について助言・勧告を行う体制を構築しております。

(3) 経営会議は、業務執行に関する特に重要な事項を審議する社長の諮問機関として、原則週1回定期的に開催しております。「経営会議規程」に基づき、執行役員以上の常任メンバーで構成され、オブザーバーとして監査役が出席、必要に応じて意見を述べる運営としております。

(4) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

内部監査については、社長直轄の業務監査部が各業務ラインから独立した立場で実施しております。「内部監査規程」に基づく内部監査基本計画を取締役会で決議し、業務監査部が内部監査を計画的におこない、結果を社長・業務監査委員会に報告するとともに、被監査部門へのフィードバックを実施しております。内部監査を担当する人員は本書提出日現在で5名であります。

監査役会は監査役4名(常勤監査役1名)で構成され、全員が会社法で定める社外監査役であります。

監査役監査では、監査役会で作成した監査基本方針、監査基本計画に基づき、取締役会のほか、必要に応じた会議・委員会への出席、取締役・執行役員からの職務の執行状況の聴取、重要な書類・稟議書・会計伝票の閲覧等により、取締役・執行役員及び各部門の業務遂行状況の監査を実施しております。

監査役は、会計監査人より適時に監査に関する報告を受け、情報や意見交換を行なうなどの相互連携を図っております。また、監査役と業務監査部双方の監査の実効性・効率性を高めるため、業務監査部が実施した内部監査結果について都度報告を受けるほか、定例的に情報や意見交換を実施しております。

会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を行なっております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務執行社員: 高尾幸治、茂木哲也(継続監査年数は両名とも7年以内であります)

補助者の構成: 公認会計士6名、会計士補等7名であります。

(5) 取締役の報酬につきましては、株主総会が決定する報酬の限度額内で、報酬基準等に基づき、取締役会並びに代表取締役にて決定しております。

監査役の報酬につきましては、株主総会が決定する報酬の限度額内で、監査役会にて決定しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	同業他社の動向や繁忙状況を考慮し設定する予定です。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	あり	上場後の株主構成の動向を勘案した上で、個人投資家を対象とした説明会の開催を検討してまいります。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	年度決算及び第2四半期決算時に説明会を開催する予定です。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	なし	現状予定しておりませんが、上場後の株主構成の動向を勘案した上で、海外投資家向け説明会開催を検討しております。
IR資料のホームページ掲載	なし	当社ホームページにIR専用ページを設け、投資家向け情報として、決算情報、適時開示情報を掲載する予定です。
IRに関する部署(担当者)の設置	—	総合企画部内にIR専任担当者を設置しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	当社グループの役員、従業員等のあるべき姿をコンプライアンスマニュアルの中に行動規範として制定し、これに基づいて、お客さま、株主をはじめとする全てのステークホルダーの尊重を宣言し、周知徹底を図っております。
環境保全活動、 C S R 活動等の実 施	地球環境の保護に努めるとともに、事業を通じた地域活性化により、地域貢献を図ります。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成 18 年 5 月 16 日開催の取締役会で会社法第 362 条並びに会社法施行規則 100 条に基づく「当社の業務の適正を確保するための体制」について以下の決議を行っております。

1. 取締役、執行役員、及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行することを当社の企業行動原理とし、当社の倫理綱領として「ヒューリックの企業行動原理」を定めている。また、コンプライアンス委員会によるコンプライアンス・プログラムの策定・改定を通じて、コンプライアンスを意識した業務運営に努めるものとする。また、当社は反社会的勢力排除を取締役による内部統制責任の一つと捉え、体制を構築している。「コンプライアンス・マニュアル」において、基本的な心構えとして「反社会的勢力には断固として対決する」と定め、反社会的勢力排除を推進するための詳細事項を定めた「反社会的勢力対応ルール」においても、基本的な考え方の一つとして「反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない」と定めている。

「ヒューリックの企業行動原理」に基づいた、規程類の制定、従業員の研修、社内外での「コンプライアンス・ホットライン」の設置等を通じて遵守体制を整備するとともに、取締役会及び監査役会による監督、監査役、会計監査人による監査等を通じて取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制を維持する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、定款及び別途定める社内規程等に基づいて、取締役会議事録及び稟議書等の重要な書類を作成し、定められた期間保存することにより取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を構築しており、この体制を維持する。

業務上取り扱う情報や知り得た情報を適切に保存・管理する観点から、「情報セキュリティポリシー」、「個人情報保護規程」、「ITシステム・セキュリティ」、「内部者(インサイダー)取引につながる情報取扱規程」、「内部者取引管理並びに開示情報管理に関する規程」、「開示統制規程」を定め、適切な情報管理を行なう。

また、利益相反等の行為を防止する観点から、関連当事者、特別利害関係者等との取引内容及び条件について定期的な調査・検証を行っており、情報の識別力強化に継続して取り組む。

この他、「財務報告に係る内部統制」（「全社レベル統制」、「業務プロセス統制」、「IT全般統制」「IT業務処理統制」）の整備方針を定め、「業務プロセス統制文書」を決議・制定し、運用している。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は「総合リスク管理の基本方針」を定め、四半期毎に開催する「リスク管理委員会」等を通じてリスクモニタリング指標を定期的に収集・分析し、リスクの変動に対応した適切なリスク管理を実施している。

この他、当社は情報管理に関する諸規程や大規模災害等に備えた「事業継続基本計画」等を制定して損失の危機の管理に関する規程その他の体制を整備しているが、外部環境や経営環境の変化に伴い発生する様々なリスクに適時適切に対応するため、リスク管理委員会が中心となりリスク管理体制の強化に継続して取り組む。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は執行役員制の採用や、年度計画に基づく予算管理の実行、社長の諮問機関として職務執行に関する特に重要な事項を審議する「経営会議」の運営等により、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制を維持し、向上させる。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「関係会社経営管理規程」に基づき一定の重要事項については子会社から協議または報告を受ける仕組みを作り運営し当社の内部監査部門が子会社の監査を実施することや、子会社SPCに関しては不動産業務に係る諸規程を準用して行なうこと等を通じて、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を維持し、向上させる。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、所定の手続きに従って当該従業員を配置する。

7. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めに応じて前項の従業員を置いた場合、取締役からの独立性を確保するため、人事異動等については監査役の同意を得るなど必要な措置を講じる。

8. 取締役、執行役員及び従業員が監査役会又は監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び従業員は、監査役会又は監査役に対し

A当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実

B取締役、執行役員及び従業員が重大な法令・定款違反となる行為をするかまたはこれらの行為をするおそれがあると考えられるときはその旨

Cその他、法令及び監査役または監査役会が求めた事項について報告を行なう。

9. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

当社は、取締役会及び経営会議等への出席、取締役との定期的なディスカッションの実施、重要稟議の回付等により、監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制を維持し、必要に応じて体制の充実をはかる。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 参考資料：模式図 】

